# 考える会

発行日 発行所

看護 介護 人材争奪戦やむなし、 だが

ま

た、

外国

人労働者の参入にも門戸

-などの

開発にも力を注いでいる。

を拡大しEPAに引き続き技能実習

 $\mathcal{O}$ 

丰

ヤリアパスを創設

Ĺ

介護ロボ

ツ

大宮共立 病院 漆 理 事長 原 彰

してい

る。

つまり、

ソフトとハー

F

0

両面

からアプロ

チはしている。

制

度化や都道府県の

方策への支援も

れも始まった。 制度による外国

介護職の処遇改善 人介護人材の受け入

 $\bar{o}$ 

態に即 向きもあるが、 事業者の 心に介護 三五五 場はそれら職種の 看 種在宅サ き高齢者住宅や有料老人ホ している他、 呈している。 看護 護 介護需 介護職 施設 ていな 事業意欲は ĺ 年問題を前にして特養を中 ・ビス事業を運営する民間 都 多くの都道府県で 要 0 更なる整備方針を示 は 現 が 1 市部ではサー 伸 制度下にあっ 政 争 足 び 策と疑問視 高 奪 ŋ \ \ \ 続けることは 戦 な 0 これを実 様相 -ビス付 ム 11 ける にさえ は ま 現

確実である。

つまり、

官民ともにあらゆる手を

需給ギ 傾向 これ 急性期 る公的 状シナリ と根が深 改 は六十八万人が不足する計算になる。 れており、 多善の 五三万人が必要であるのに対 看護師については、 方で、 はずっと続き、二○二五年には までの看護師不足対策によって 兆 ヤ 医療充実策の余波もある中で な配置基準でコント オのままだと三十八万人の しも見えているようだ。 ップが生じ、 介護人材の不足問題はもつ 昨今の医療保険における 厚労省の予測ではこの 二〇三五年に 各機関におけ 口 ] し現 ル Z

平成30年7月31日 老人の専門医療を 〒162-0067東京都新宿区富久町11-5

シャトレ市ヶ谷2F Tel. 03(3355)3020

Fax. 03(3355)3633 大塚宣夫 発行者 http://ro-sen.jp/

もこ

 $\mathcal{O}$ 

状

況

に

ま 対

ね

1

7

1

L 玉

7

ただ手

をこ

は

な

介 る

護 わ

職 け

場では、 促進、 これ以上無理 援やキャリアパス、 としてい 改善を行っている。 努力し、 人件費の上昇に対応し、 民間も努力を惜しんでい 潜在介護人材の 採用促進 経営陣は、 な段階にまで達しよう 身を削る思い 離職 これらの 就労環境 呼び戻り 資格 防止や定着 ない。 努力 次し等に 取得支 処 は 遇 で 現

だろう。 簡 0 カ よう 単 L 12 な は わ 望 人 が 員 玉  $\otimes$ な 増 で、  $\mathcal{O}$ 尽くしているのである。 この 職は足りてい

ない。

しか

介

そ

は 11

実があ 護以外 ながらまだまだ続くだろう。 現場における介護職 に 圧 るとそのまま戻っ 職に就い ている。 業の人手不足を反映し年々顕著になっ 者 が続く上に、 介護専門学校の入学定員割れの状況 大きく違う点がひとつある。 の約半 問題に似ているように思えるが、 はあまり 倒的に多 の職 る。 状況は、 た人が また、 数 V) みられない が他業種で働 に就き、 卒業生の かもこの これ 離職率も高く、 かつての て来ないケースが 旦 0 は医療の 他業種に流 介護福祉 争 現象である。 傾向は、 五〇%超が介 7奪戦 看護 てい それは 士資 専 師 は 介護 . る現 菛 出 全 不 残 念 職 足

\ \ \ 用 ことはとても難し 的 必要としている人に寄り添 供の質が最 それ以上にその熟練度とサー は、 する事 か 看 つ質の 人数 護 業 0 介護サービスを提供するに 所 高 も重要だ。 確保が最低条件であるが いサ V ĺ とつの ピ 看護• 介護職 ス んを提 責任 介護 - ビス提 供 員 ける 効 は を 重 雇 果 を 老人医療ニュース

# 現場からの発言〈正論・異論〉………………

# 主張 その4 説明 説明 説明

ー胃瘻の是非からプロセス重視へー関するガイドライン』を考える医療ケアの決定プロセスに『人生の最終段階における

宇部記念病院 理事長 江澤和彦

された。さらに平成三〇年三月には とが重要である等が追記修正された。 との話し合いが繰り返し行われるこ ライン」に改められ、これまでの ケアの決定プロセスに関するガイド ため「人生の最終段階における医療・ 在宅や介護施設でも普及を促進する セスに関するガイドライン」に改訂 の最終段階における医療の決定プロ ドライン」も平成二十七年に「人生 期医療の決定プロセスに関するガイ 一九年に厚生労働省が示した「終末 ける医療」へと表記を改めた。 いう表現から「人生の最終段階にお 「患者」を「本人」に変更し、本人 厚生労働省は、 「終末期医療」 平成 لح

説明する際に、提供された情報について患者や家族が理解を深めているかどうかについて確認を行うことが対して素人であると同様に、医療専門職は患者の人生に対して素人であり、患者自身から最善の選択にかなうための情報を教えてもらう態度が医療専門職には求められる。医学的医療専門職には求められる。医学的に無益なことが必ずしも患者にとって無益とは限らないことは留意すべきである。

「人生の最終段階における医療・ ライン」のポイントを示す。 ①医療ケアチームで考えること、一 人の医療者で独善的な判断をしない こと、②徹底した合意形成主義で、 でより本人の意思を尊重し、家族の 気持ちに寄り添う、③体も心も苦痛 の少ない状態でなければ、人生の最終段階における医療・

|療専門職が患者や家族に対して

要である。
定は難しくなるため、緩和ケアが

重

「患者の意思の確認ができる場合」に、患者の意思の確認ができる場合に、患者の意思決定能力の評価や患る。「してほしくないこと」のみならず、「してほしくないこと」に留意する。「は、事前指示やアドバンス・ケア・には、事前指示やアドバンス・ケア・には、事前指示やアドバンス・ケア・では、事前指示やアドバンス・ケア・では、事前指示やアドバンス・ケア・では、事前指示やアドバンス・ケア・では、事前指示やアドバンス・ディレクティブあるアドバンス・ディレクティブあるアドバンス・ディレクティブ

(AD)、リビング・ウィル(LW)、 DNARよりもACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及拡大が 期待されている。ACPは、今後の 治療・療養について患者・家族と医 療従事者があらかじめ話し合う自発 的なプロセスと定義され、QOLの 向上等の研究成果も多く、患者の意 向を尊重し質の高いケアを実践する ために重要な手段となっている。今

> すぎると役に立たない。 と、ACPは介入時期が重要であり、 を、ACPは介入時期が重要であり、 を、ACPは介入時期が重要であり、 を、ACPの蓄積が期待される。ま

患者の意思が確認できない場合は、 代行判断者がふさわしいかどうかも 踏まえ、チームの全職種が『本人の 幸せ』を願っていることが肝要とな る。医療内容の決定が困難な場合や る。医療内容の決定が困難な場合や の専門家で構成された委員会から治

果を尊重することに共感している。 果を尊重することに共感している。 果を尊重することに共感している。 果を尊重することに共感している。 果を尊重することに共感している。

103

# E.

## 続 「 損 か得か」

上

引き続いて「持分なし医療法人」の 前号 四三号)の林光輝先生に

いる。

お話。

私もこのことで非常に悩んで

応が必要かと思われる

他の法人よりも税制面での優遇を受 生労働省から出た「持分の定めのな うだ。これは認定医療法人にも当て 上げられた。事態の重大さから日本 けて「特定医療法人の税務」が取り ての法人を対象としている税法上の 益供与に当たるか否かの判断は、全 ける制度であることから、 Q&A」では、 い医療法人への移行計画認定制度の はまる。平成三○年五月一○日に厚 何ヶ月にも及ぶ調査となっているよ ついて税務調査が厳しくなり、 ている。 月一日号に特別寄稿として掲載され 医療法人協会ニュース平成三〇年五 「週刊税務通信」で今春、二号続 特に「特別の利益供与」に 「当該認定制度は 特別の利 実際

> もある。 よりも厳格に解される」という回 鳴 特定医療法人に準じての対 門山 理 事 長 病院 Ш 上 敦 子

住費、 がちの締め付け状態で、 にはかなり影響があると思う。 これは介護保険事業収入の多い法人 保険収入に含まれない」とのこと。 業を興していかないとこの条件を満 年が延長されないとの保証はない。 超えていないこと」とのことだ。移 題は 療収入八割要件もあるが、 たせない可能性がある。社会保険診 が増えてくるはずで、絶えず何か事 きちんと事業がまわれば現金・預金 みなし贈与税が課されるが、この六 行後六年は認定要件を満たせないと Aによると「介護保険収入の部で居 認定医療法人になるときの一番の問 また、 「遊休財産額が事業費用の額を 食費は利用者負担のため介護 会計事務所によると実際に 簡単には 前記Q& がち 認

れ

とで、 ら見守ることになるだろうか。 ろう。来年決算を終えての時期が認 やっぱり持分を放棄した方がいいか でははじまったばかりの調査とのこ 平成二十八年一〇月に総合調査とか と思い、 間自分が死んだら大変なことになる 亡くなり、 だろうと言われている。 定医療法人認可申請のピークになる た。子ども達は将来どうしたいのだ た。ここでまた、はたと悩みはじめ オープンし、 と思った。新病院が本年五月一日に も達がまたこんな苦労をするの ているのかわからない質問ばかりさ 税調査官がやってきて、 まる六日間、 人、MS法人全てまとめての調査で いう税務調査を受けた。 続き・納付をすることとした。その であったため、二〇歳まで待って手 七年四月となった。当時娘は一九歳 平成二十六年六月に夫の山上久が 心身共に疲れ果てた。 相続、 できるだけ外出を控えた。 相続税の期限が平成二十 多額の個人保証も背負っ 医療法人、 税務署からは九人の国 準備し 何を聞かれ 社会福祉法 徳島税務署 次は子ど なが か 五年、 られる」とされている。

ところで、 新病院はオープンさせ

役員に対する社宅等の貸与の取扱い

定医療法人にはなれないようだ。

な予想ができず、算定額が合理的 的に一〇年後の経営環境まで具体的 年後の診療所の新築計画」は 三方向が見渡せ、青い海、 手よく、気持ちも上がる建物として 今年末にはリハビリ庭園と駐車場が が噴出し、 画でないと算定額の合理性、 どうか判断しかねる。 特定事業準備資金において、 みだ。ふり戻ってくだんのQ&Aに となる。 日早朝朝日が一直線に差し「光の道 持ちになる。またこの廊下は年に数 下の端まで歩いてみたい」という気 東西に廊下が貫き、とても明るく、 淡路島の島影に癒される。 える。立地を最高に生かし、 できあがり、グランドオープンを迎 たが、稼働率の低下や運営の問題点 確実性について判断できないと考え よると、遊休財産の保有制限要件の の自信はある。六階のリハ室からは 「海の見える・山の見える、 六階からの初日の出も楽し 現在悪戦苦闘中である。 五年程度の計 大鳴門橋、 病棟では あの廊

私もまず

ろうと思っている。

次はまたその先五年…と頑



# 老人のイメージを 大改革させよう

らない。だから、先のことをあれこ なことを考えて生きてきたつもりだっ てベターな行動をするべきだ。こん れ悩み苦しむことなく、今に集中し 確実だし、結局、なるようにしかな いつの時代でも、 将来のことは不

というのが本音だ。 ては、正直「先のことはわからない」 ○年などを体験してきた世代にとっ 長、そしてバブル崩壊、失われた二 所得倍増政策から始まる高度経済成 けるかもしれないが、敗戦から復興

社会がやってくる一方で、 0 分が六十五歳以上になり、 全員七十五歳以上になり、 二〇二五年には、団塊の世代は、 人々も増加し、 「人生百年時代」 百歳以上 国民の半 人口減少

が到来するそうである。

定義を七〇歳とか七十五歳以上にし が多くなっているので、老年人口の るように、今の六十五歳は元気な人 その前に考えておかなければならな たらどうかといったことだ。 いことがあると思う。諸兄がおっしゃ これらは事実になるのであろうが、 このような意見に対して、

あれば、 と思う。 則をもう一 の老後生活が賄える水準にないので 問題である。 齢をどうするのかといったことが大 以上の雇用とか、年金の給付開始年 しては大いに賛成であるが、六○歳 働ける人は働くという大原 度、 しかし年金だけで全て 確認する必要がある

たが、

六十五歳を超えてから、少し

らないと思うようになった。今更な

は先のことを真剣に考えなくてはな

んてことをいうやつだとお叱りを受

受け取れるということを宣伝してい いわれてい に対して給付するものです」などと る。また「年金は長生きしたリスク ら受給すれば四割増しの年金が生涯 金額が八%増加するので、 の受給年齢を一歳引き上げれば、 政府は、 七〇歳か 年

七〇歳まで生活を維持できる所得が 確 !かにそうなのかもしれない が、

> のであれば、元気なうちから受けた くつまで生きるのか見当がつかない ほうが得なのではないかと考える人 あるのか、それにもまして自分が

原則と 年金 も少なくないと思う。

財政的な見地から、 が、

あるように思う。 よいものではないという国民意識 が国では悪いもの、

は、 そうである。

うことも、また、事実だと思う。 ダメだ」と感じることが多くなるの うに思えてならない。少なくとも生 と、どうも気力とか根性(?)といっ かもしれないが、もう少し頑張れる ようにさえ思う。年をとると「もう の結果があまりよい方には向かない きることを自らアキラメルと、全て たことが健康寿命に関係しているよ が、老人医療の現実に直面している 診なども大切だということはわかる 食生活や運動に注意することや、 真剣に考えておかなければならない 命を延命できるのかといったことも つぎに、どうしたら自身の健 いくつになっても花は咲くとい 康寿 健

だ。どうも老人というイメージがわ 自ら老人になる必要はない」の 一年齢を重ねないことはできない 中国語圏では老は あるいはあま \* ん

という風習があれば憲法違反なのだ となっている。 悪い意味はない。世界の政治指導者 革命時は若いが、 合衆国では定年など 結局長老支配

増えたので移民を受ければよいといっ らの若年労働力にお願いせざるをえ くことで解決できることと、 るのは問題であるが、 ジ自体を変化させることが必然であ 会だとかいわれて生きてきたが、老 た議論ではないように思う。 ない側面もあろう。ただ単に老人が ると思う。逆に働く人口が少なくな が問題視される前に、 人のイメージを自らの行動で改革す 我々は、 つまり老人が増えたり、 高齢化社会とか超高齢: 働ける人が働 老人のイメー 老人比古

る大きな仕事が残っていると思う。

## し ゅ う 後 記

うところもあるが、 が六月に発行され、ベストセラーに 談本「看る力 かも!と思わせてくれる本である。 なっている。そうはいっても、とい 大塚宣夫会長と阿川佐和子氏の対 アガワ流介護入門」 私も介護できる